

(別 添)

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号) 別添 1 別紙 ⇒ 「協定書」
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について (通知) (平成 9 年 4 月 17 日付け保発第 57 号) 別紙 ⇒ 「留意事項通知」
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号) ⇒ 「算定基準」

明細書発行義務化対象の拡大

○ 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している
施術所 (協定書 20、留意事項通知第 5 の 4 の(9))

患者から一部負担金を受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目を記載した明細書を無償で交付すること。

* 正当な理由

患者本人から不要の申出があった場合

明細書発行義務に係る手続き等

◎ 無償で明細書を交付する施術所 (明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所) (協定書 20、留意事項通知第 5 の 4 の(9))

- ・ 明細書発行体制加算の算定にあたり、明細書発行義務がある施術所は明細書発行体制加算に係る届出は不要 (留意事項通知 第 5 の 4 の(9)ア
- ・ 令和 6 年 1 0 月 1 日以降の施術分から、明細書発行体制加算 (1 か月 1 回 1 0 円) を算定できる。(算定基準 備考 9)

疑義解釈資料 (P2~P3)

(1) 明細書交付義務化対象施術所は全ての患者に対して明細書を無償で交付しなければならない。

なお、施術所の判断により、明細書発行体制加算を一律に算定しないことを妨げるものではない。

* 全ての患者に明細書を無償で交付する旨を掲示する必要がある。

(2) 明細書交付義務化対象施設は、(明細書を交付した) 全ての患者に対して明細書発行体制加算を算定する必要があり、一部の患者に限り

明細書発行体制加算を算定しないということは出来ない。

(参考)

日整保険部から保険局医療課への照会

Q 明細書発行において、正当な理由がない限り無償で発行となっている。正当な理由とは患者本人から不要の申出があった場合となっており、発行しなかった場合、明細書発行体制加算は算定できないと解釈してよいか。

A 明細書交付義務化対象施術所においては、明細書が無償交付した全ての患者に対して当該加算を算定する取扱いとしており、明細書を交付していなければ明細書発行体制加算の算定はできない。(*令和6年5月31日付け疑義解釈(別添1問1-2)、算定基準通知備考9参照。)

- ◎ 明細書発行義務化対象外の施術所(レセプトコンピュータを設置していない又は明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置していない施術所)(留意事項通知 第5の4の(9)ア)
- 明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、別紙様式3の1Ⅱ(明細書有償交付の実施に関する届出)を施術所所在地の地方厚生(支)局長に届け出ること。(留意事項通知 第5の4の(9)ウ)
(届出の内容)(留意事項通知 別紙様式3の1)
 - ・ 明細書交付義務化対象外の理由(ア又はイから選択)
 - ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所
 - イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所
 - ・ 明細書を有償交付する際の交付方法(ウ～オから選択)
 - ウ. レセプトコンピュータ以外の機器により交付(パソコン等)
 - エ. 手書きにより交付
 - オ. その他(上記ウ. 及びエ. の混合により交付等を含む)
- 別紙様式3の1Ⅱ(明細書有償交付の実施に関する届出)を施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届け出た場合、地方厚生局は有償で明細書を交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録番号を届出日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省ホームページに掲載する。(留意事項通知 第5の4の(9)エ)
- 明細書有償交付の実施に関する届出を行った施術所が、明細書の無償交付を開始するときは、別紙様式3の1Ⅲ(明細書無償交付の実施(変更)等に関する届出)により、明細書発行体制加算を算定する月の前月

末までに施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出る。（留意事項通知 第5の4の(9)ウ なお書き）

- 別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）が行われた場合には、届出日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省ホームページから削除する。（留意事項通知 第5の4の(9)エ なお書き）

疑義解釈資料（P3～P6）

- (1) 明細書交付義務化対象外施術所で「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、①患者から交付を求められた場合は無償で交付するか、又は②全ての患者に明細書を無償で交付するかのいずれかになる。

*①の場合、患者の求めに応じて明細書を無償で交付する旨掲示する必要がある。この場合、明細書発行体制加算の算定は不可。

②の場合、全ての患者に明細書を無償交付する旨掲示する必要がある。この場合、明細書発行体制加算の算定は可。

- (2) 明細書交付義務化対象外施術所で「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っていない施術所は、明細書を有償で交付することはできない。

- (3) 明細書交付義務化対象外施術所で「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所は、患者から明細書の交付を求められた場合、明細書を無償で交付することはできない。

- (4) 明細書交付義務化対象外施術所で「明細書有償交付の実施に関する届出」を行っている施術所が明細書を無償で交付する場合、明細書を無償で交付する前月末日までに、地方厚生（支）局に別紙様式3の1Ⅲ「明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出を行う必要がある。

なお、届出を行って明細書を無償で交付する月（受理の翌月）までの間は、患者から明細書交付を求められた場合、明細書を有償で交付することは差し支えない。

長期・頻回受療に係る療養費の適正化

- ◎ 長期施術（初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施

術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金の100分の75に相当する額により算定する。（算定基準 備考4）

- ◎ 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（3部位以上の場合の3部位目の逡減されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。（算定基準 備考4 ただし書き）
- ◎ 長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と100分の75に相当する額の差額の範囲内に限り、100分の50相当額を超える金額を患者から受けることができる。ただし、脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収は認められない。（留意事項通知 第5の4(4)のウ)
 - 料金を徴収する場合、患者への十分な情報提供を前提に、特別な料金に係る施術内容、料金等施術所内の見やすい場所に明示すること。（留意事項通知 第5の4(4)のエ）
 - 特別な料金の設定は、施術所単位で同一ものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定はできない。（留意事項通知 第5の4(4)のウ）
 - 部位ごとの算定の課程で1円未満の端数が生じた場合は、その都度少数点以下1桁目を四捨五入する。（留意事項通知 第5の4(4)のア）

*長期・頻回施術の逡減の取扱いについては別紙のとおり

患者ごとの償還払いへの変更

- ◎ 保険者等は以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。（協定書46（2））
- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連

- 施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者に対する 35 の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
 - ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
 - ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(算定基準の備考4,ただし書に規定する場合に該当する患者) (新設)

疑義解釈資料 (P9~10)

- (1) 長期・頻回施術の逡減対象となる施術を受けている患者であっても、一律に患者ごとの償還払いへの変更の対象にはならない。
 - (2) 患者ごとの償還払いへの変更については、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合について、保険者等は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めることとしている。
 - (3) 保険者は、文書だけによらず、電話又は面会により当該患者に対し(2)の内容について説明を求めることとされており、長期・頻回施術の逡減対象であることのみをもって一律に患者ごとの償還払いに変更することとはなっていない。
 - (4) 患者に対する「償還払い注意喚起通知」は、長期かつ頻回な施術(5か月連続で1月当たり10回以上の施術を受療)を受けている患者の療養費請求(後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料)が、逡減措置(50/100)により算定された場合に送付が可能となる。
- 保険者等が行わなければならない手順
- (1) 当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して償還払い注意喚起通知を送付すること。
 - (2) 対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお、協定書46の(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合、事実関係を確認するため、患者に対して、文書等により、施術内容、回数、実際に施術をうけているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。
 - (3) ③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により施術内容、回数、実際に施術をうけているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(別 紙)
(その 1)

透減の例示						10/1施行						透減率
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
初診(5/2)												
負傷名 A	10	10	10	10	10	1						50/100
	10	10	10	10	10	1	4					50/100
負傷名 B	10	10	9	10	10	10						75/100
	10	10	9	10	10	10	10					75/100
	10	10	9	10	10	10	10	10				75/100
	10	10	9	10	10	10	10	10	2			50/100
	10	10	9	10	10	10	10	10	2	5		50/100
負傷名 C	10	10	10	10	2	10						75/100
	10	10	10	10	2	10	10					75/100
	10	10	10	10	2	10	10	10				75/100
	10	10	10	10	2	10	10	10	10			75/100
	10	10	10	10	2	10	10	10	10	10		75/100
	10	10	10	10	2	10	10	10	10	10	1	50/100

* 数字は施術回数

(その 2)

透減の例示						10/1施行						透減率
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
初診(5/2)												
患者A												
負傷名 B	10	10	10	10	10	1						50/100
負傷名 C	10	10	10	10	10	1						50/100
患者B												
負傷名 C	10	10	10	10	8	10						75/100
負傷名 D	10	10	10	10	9	10						75/100
患者C												
負傷名 C	10	9	10	10	10	10	8	2				75/100
負傷名 D	10	9	10	10	10	10	10	2				50/100
負傷名 E	10	8	10	10	10	10	10	2				60/100×50/100

* 数字は施術回数